

進路だより

群馬県立しろがね特別支援学校

令和元年10月18日（金）

◆高等部3年生の保護者の皆様、卒業後の「障害者支援施設への入所・通所の利用申込書」の提出はお済みですか。

高3生が卒業後に障害福祉サービス事業等（生活介護・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型、入所施設等）を利用する場合、居住地の市町村役場へ「利用申込書」を提出しなければなりません。すでに学校からも「申込書」は配付済みですが、市町村の窓口でも記入することはできますので、11月8日（金）を目安に忘れずに提出してください。

なお、前橋市の場合は「障害福祉課」に、事前に来所日の予約をする必要があります。

サービス利用までの流れをまとめました。再度ご確認ください。

期日	サービス利用までの流れ
8月末日	「障害福祉サービス事業所の利用希望の見込みアンケート」に基づき、学校から利用希望の見込みを各事業所に連絡をしました。
11月8日まで	利用申込書の提出 <ul style="list-style-type: none">通所施設は第3希望まで、入所施設は5カ所まで選ぶことができます。見学や実習を行っていない施設は、希望することはできません。 障害支援区分の認定 <ul style="list-style-type: none">申請者に対して、市町村は心身の状況、介護者の状況、サービス利用の意向等の調査を行います。
12月上旬	市町村による利用申込の結果提出
12月中旬	事業所による利用受け入れの判断・連絡 市町村から保護者に連絡
12月15日以降 1月	サービス等利用計画案の作成 <ul style="list-style-type: none">利用決定後は、利用に必要な「サービス等利用計画案」の作成を相談支援事業所に依頼します。
2月上旬から	<ul style="list-style-type: none">移行支援会議を学校や学園で行います。
3月以降	サービス利用開始

◆（株）ビル・メンより講師の方をお招きし、清掃講習会をしました。



10月2日（水）、高等部1、2年のA課程の生徒を中心に清掃の講習会を実施しました。ダスタークロスを使っての床掃除、スポンジ付きのスクイジーを使っての窓拭きの説明を受けた後、実際にサロンの廊下をダスタークロスで清掃したり、窓や自動ドアをスクイジーで清掃したり、タオルを堅く絞ってテーブルを隅々まで拭く練習をしたりしました。生徒からは「ダスタークロスを実際を使って、清掃のやり方が分かりました。」「掃除が楽しかったです。」「これからの掃除に役立てたいです。」等の感想がありました。